平成２７年（フ）第５８６号
名古屋市守山区中新３番36号　樋口スカイコーポＡ－２号
債務者　清田　史郎
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４９号
名古屋市守山区川西２丁目1210番地　レオパレスウイング２－204号
債務者　髙木　智司
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０号
山口県光市三井１丁目10番15号
債務者　縄重　　円
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１３号
熊本県人吉市西間下町205番地　荒尾住宅２Ｆ、住民票上の住所熊本県人吉市西間下町205番地　西間住宅２Ｆ
債務者　福原　竜二
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月24日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第１１号
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東89番地１　清水ハイツ101
債務者　遠藤　秀昭
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２２号
長野県佐久市塚原984番地１　サンリットハウス204号
債務者　山浦　喜彦
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１６８号
岡山市南区大福514番地12、旧住所岡山市南区大福627番地30
債務者　山下　直子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月４日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号
熊本県天草市魚貫町1594番地１
債務者　宮脇　武臣
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月27日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第４５９４号
東京都世田谷区祖師谷３丁目１－13－301
債務者　村上　沙織
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５号
北海道深川市太子町５番５号　サンシャイン太子201号
債務者　市川　明美
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５６号
横浜市西区東ケ丘73番地１　トーカンマンション野毛山公園106号
債務者　嘉山　節子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９号
長崎県佐世保市須佐町215番地１　サンフォレスト須佐301号室、前住所長崎県佐世保市母ヶ浦町1890番地２　モアハウス102号
債務者　田渕　次郎
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
長崎県佐世保市小佐世保町24番５号、前住所大阪府大阪市平野区西脇１丁目12番12－1003号
債務者　近藤　友成
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
長崎県佐世保市大黒町７番３号　Ｆ棟７、前住所長崎県佐世保市大黒町８番２－12号
債務者　鈴木　節子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
長崎県佐世保市大黒町７番３号　Ｆ棟７、前住所長崎県佐世保市大黒町８番２－12号
債務者　鈴木友貴恵
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係